

ご来院の方々へ

<処方について>

- 当院では、薬剤の一般名を記載する処方箋を交付することがあります。一般名処方とは、医師が患者様に必要な薬剤を、「商品名」ではなく「成分名」で表記した処方箋のことです。一般名処方は、同じ成分であれば薬価が低い薬剤を調剤することが可能となるため、医療費の軽減につながります。また、一般名処方により、同じ成分であれば、同じ効果が期待できるため、供給が不安定な医薬品を調剤する患者様の安全性が確保されます。ただし、一般名処方は、医療用医薬品として承認された商品名と異なる名称が処方箋に表示されるため、患者様が混乱することがあります。そのため、当院では、薬剤の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者様に十分に説明することを心がけておりますが、ご不明な点はお気軽に医師にお問い合わせください。
- 医療品の供給状況や、令和6年10月より長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合には、患者さんのご希望を踏まえ処方等した場合、選定療養となること等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者さんに十分説明致します。
- 患者さんの状態に応じ、28日以上 of 長期の投薬を行うこと又は病状が安定している患者さんに対しては、リフィル処方箋の交付が可能です。また患者さんから求められた場合には、患者さんの状態を踏まえて適切に対応致します。

令和6年6月1日 院長